

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 新南陽整形外科クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県周南市政所 1-13-14

(3) 設立認可年月日 平成 26 年 10 月 30 日

(4) 設立登記年月日 平成 26 年 11 月 17 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第 42 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業者番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 新南陽整形 外科クリニ ック	3511510657 /	山口県周南 市政所 1-13-14	0

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 20 日 令和 6 年度の決算の決定

令和 8 年 3 月 31 日 令和 8 年度の予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 新南陽整形外科クリニック
所在地 山口県周南市政所1丁目13番14号

※医療法人整理番号 3 0 1 2 7

財 産 目 録
(令和8年3月31日現在)

1. 資 産 額	280,857 千円
2. 負 債 額	24,386 千円
3. 純 資 産 額	256,471 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	263,958
B 固 定 資 産	16,899
C 繰 越 資 産	
D 資 産 合 計 (A + B + C)	280,857
E 負 債 合 計	24,386
F 純 資 産 (D - E)	256,471

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 新南陽整形外科クリニック
所在地 山口県周南市政所1丁目13番14号

※医療法人整理番号 3 0 1 2 7

貸 借 対 照 表
(令和8年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	263,958	I 流 動 負 債	24,386
II 固 定 資 産	16,899	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	10,666	負 債 合 計	24,386
2 無 形 固 定 資 産	22	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	6,211	科 目	金 額
III 繰 越 資 産		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	246,471
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純 資 産 合 計	256,471
資 産 合 計	280,857	負債・純資産合計	280,857

様式4-2

法人名 医療法人 新南陽整形外科クリニック
所在地 山口県周南市政所1丁目13番14号

※医療法人整理番号 3 0 1 2 7

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月1日 至 令和8年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	165,703
2 事業費用	152,099
本来業務事業利益	13,604
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,604
II 事業外収益	1,401
III 事業外費用	
経常利益	15,005
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	15,005
法人税等	2,749
当期純利益	12,256

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 新南陽整形外科クリニック

理事長 花岡 篤哉 殿

私は、医療法人 新南陽整形外科クリニックの令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 5 月 23 日

医療法人 新南陽整形外科クリニック

監事 村重 由美子